

事務所コラム

2019年5月27日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-21-3

東京RS税理士法人

TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

社団法人って何？

社団法人とは

社団法人と言うと、〇〇協会とか、〇〇協議会等公益性の強いイメージがありますが、それはかつて社団法人は、民法34条や特別法に基づき設立される公益目的の団体の名称だったからです。

しかし2006年の公益法人制度改革により、一般社団法人と公益社団法人と2つになり、公益社団法人は、許認可制で今まで通り公益性が必要ですが、一般社団法人は誰でも簡単に設立できるようになりました。

一般社団法人とは

人が集まった団体と言った程度の意味です。人が集まって団体を設立することは、全く自由です。しかしその団体が団体として活動したり資産（土地や建物）を所有するためには、一個の団体として法律的な認知をしてもらう必要から、法人格を付与されたものが一般社団法人です。

普通一般社団法人と非営利型一般社団法人

税務上、一般社団法人は株式会社等と同様利益に対して通常の法人税が課せられます。しかし元来社団法人は営利を目的としなくてもよい団体ですから、一般社団法人で営利を目的としないことが明確（非営利型一般社団法人）であれば、税

務上の優遇措置を受けられます。その要件は概ね以下です。

- ① 解散したときは、残余財産を国や一定の公益的な団体に寄贈すること
- ② 特定の個人又は団体に特別の利益を与えていないこと
- ③ 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること

優遇措置

非営利事業に対しては課税されません。社団法人設立にあたって出資した資金や、その後社団法人に寄付した基金は相続財産から除かれます。これを利用した相続対策が多発したため「贈与した者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合には、受け取った側の一般社団法人を個人とみなして贈与税又は相続税を課税する」となっておりますのでご留意ください。

これだけいれば
社団法人だ！

